

**STANDARD**

2022年8月17日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也  
(コード:2721 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 中山 宏一  
(TEL. 03-6455-4278)

### 第三者割当により発行される第6回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2022年8月17日開催の取締役会において、下記の通り、第三者割当により発行される第6回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の募集(以下、「本第三者割当」といいます。)を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

##### 本新株予約権の募集の概要

(1)割当日	2022年9月2日
(2)新株予約権の総数	25,000個(新株予約権1個につき、100株)
(3)発行価額	総額 5,500,000円 (新株予約権1個当たり220円)
(4)当該発行による潜在株式数	2,500,000株
(5)資金調達額	613,000,000円 (内訳) 新株予約権発行分 5,500,000円 新株予約権行使分 607,500,000円 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、全ての本新株予約権が行使された場合出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(1)調達する資金の額」に記載する発行諸費用を差引いた残額が実際の調達資金の額となります。
(6)行使価額	行使価額 243円

	行使価額は、2022年8月17日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に10.00%ディスカウントした価額であります。						
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <table> <tr> <td>和助キャピタル2号有限責任事業組合</td> <td>8,000個</td> </tr> <tr> <td>中谷 正和</td> <td>9,000個</td> </tr> <tr> <td>日高 早斗</td> <td>8,000個</td> </tr> </table>	和助キャピタル2号有限責任事業組合	8,000個	中谷 正和	9,000個	日高 早斗	8,000個
和助キャピタル2号有限責任事業組合	8,000個						
中谷 正和	9,000個						
日高 早斗	8,000個						
(8)その他	<p>① 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>③ その他 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>						

(注)末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的及び理由

当社は、純粋持株会社である当社と連結子会社4社にて企業集団を形成しております。

連結子会社4社のうち、株式会社ジェイスポーツは2か所のフットサル施設を管理運営するスポーツ事業、株式会社アセット・ジーニアスは動画制作によるマーケティングプロモーション業務やWeb制作業務等を行うWeb事業、株式会社ジェイリードパートナーズはソーシャルレンディング事業をはじめとする新たなフィンテック事業、不動産テック事業への展開を志向する不動産事業、株式会社ジェイクレストでは太陽光発電施設の仕入、販売、及び仲介事業を行う太陽光事業をそれぞれ行っております。

また、当社は2020年9月30日付、「第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の募集に関するお知らせ」(以下、「前回ファイナンス開示」といいます。)にて公表した

通り、2020年10月16日を発行日として、第三者割当による新株式発行、及び第三者割当による第4回新株予約権の発行を行い、第三者割当による新株式の発行にて472百万円、第三者割当による第4回新株予約権の発行及び行使にて43百万円(本書提出日現在)の合計515百万円の資金調達を実施しました。

なお、前回ファイナンス開示にて記載した具体的な用途にかかる支出予定額と充当実績額は以下の通りであります。

① 第三者割当による新株式発行

払込期日	2020年10月16日	
調達資金の額	472百万円	
発行価額	295円	
当初の資金の用途	① 発行諸費用の概算額	8百万円
	② 運転資金(未払金等の支払い)	140百万円
	③ 運転資金	123百万円
	④ SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)	201百万円
	合計	472百万円
2020年10月29日付 資金用途変更後の資金の用途	① 発行諸費用の概算額	8百万円
	② 運転資金(未払金等の支払い)	160百万円
	③ 運転資金	123百万円
	④ SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)	181百万円
	合計	472百万円
2021年9月10日付 資金用途変更後の資金の用途	① 発行諸費用の概算額	7百万円
	② 運転資金(未払金等の支払い)	157百万円
	③ 運転資金	138百万円
	④ SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)	170百万円
	合計	472百万円
2022年7月15日付 資金用途訂正後の資金の用途	① 発行諸費用の概算額	6百万円
	② 運転資金(未払金等の支払い)	152百万円
	③ 運転資金	144百万円
	④ SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)	170百万円
	合計	472百万円
現時点における資金の充当状況	前項記載の資金用途に調達資金の全額を充当済みであります。	

② 第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	2020年10月16日
発行新株予約権数	8,000個(新株予約権1個につき100株)

発行価額	1個につき 419 円	
調達予定資金の額	新株予約権の発行による調達額	3 百万円
	新株予約権の行使による調達額	236 百万円
行使価額	295 円	
現時点における行使状況	行使済株式数	135,000 株
当初の資金の用途	① 運転資金	168 百万円
	② SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)	71 百万円
	合計	239 百万円
現時点における資金の充当状況 (注1)	① 運転資金(注 2)	14百万円
	② SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)	0 百万円
	合計	14百万円

(注1) なお、現時点において未行使の新株予約権が今後行使された場合には、SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)に優先的に充当することとし、当該充当額を超えて資金調達が見込まれる場合には、その時点で資金用途の変更(充当計画)について公表いたします。

(注2) 2022年7月25日付「第三者割当増資にかかる資金用途変更に関するお知らせ」にて公表の通り、運転資金の支出予定時期を「2020年10月～2022年1月」から「2020年10月～2022年10月」に変更しております。

太陽光事業に関しましては、2020年10月より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得いたしました。2021年12月期においては、当該合同会社の出資持分及び当該合同会社に対する債権を譲渡しましたが、当初取得価額と同額での譲渡となり、また会計処理上、債権の取得と譲渡を純額で表示することとしたため、売上高は計上されず、営業損失は8百万円となりました。また、2022年12月期第2四半期連結累計期間においては、太陽光発電施設の仕入・販売実績がなかったため、売上高は計上されず、営業損失は4百万円となりました。なお、2020年10月16日を払込期日として、販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業の仕入資金として調達した170百万円については、上記記載の債権等の取引の後、運転資金として支出しております。したがって、現時点の仕入資金が不足する状況において、太陽光事業については仕入・販売事業に代えて、仲介事業を行っております。

加えて、当社は前連結会計年度(2021年12月期)において、売上高116百万円(前期比90.5%減)、営業損失129百万円(2020年12月期は129百万円の営業損失)、経常損失128百万円(2020年12月は118百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失150百万円(2020年12月は66百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)を計上し、純資産合計額は231百万円と対前年比150百万円の減少を余儀なくされております。

す。また、前連結会計年度(2021年12月期)末における現預金は85百万円(2020年12月期末の現預金は170百万円)であり、2022年12月期第2四半期末の現預金が63百万円であること等から、当社では、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

スポーツ事業に関しては、増収増益を達成しているものの、太陽光事業については、コロナ禍による移動の制限等により十分な営業活動を行えず、見込んでいた営業成果を上げることができませんでした。Web関連事業については、デジタル・マーケティング業務として動画広告業務の受注に注力したものの、未だ大口顧客との成約には至っておりません。不動産事業についても投資事業組合の組成やM&Aに関するアドバイザリー業務の提案を継続しておりますが、成約には至りませんでした。

当社では、上記の現状を改善し、当社が早期に持続的な経営の確立を図り、財務体質の改善と企業価値の向上を実現するとともに、当社が太陽光事業着手の契機でもあったSDGsの理念を実現することを目的とする事業戦略を模索していた中で、2021年3月1日付「役員人事に関するお知らせ」にて公表の通り、昨年度より吉野勝秀氏(以下、「吉野氏」といいます。)を社外取締役を迎え、吉野氏が1992年に株式会社新東京開発を設立し、以降30年にわたって株式会社エコロジスタ、株式会社新東京グループ等の環境ソリューション事業の経営に携わってきたことから、吉野氏の助言を踏まえつつ、環境ソリューション事業への進出を慎重に計画してまいりました。なお、当社は株式会社東京証券取引所が規定する「独立性基準」に準じて、吉野氏を独立役員にしており、今般の新規事業の着手に関しても、吉野氏は当該事業の職務執行者ではなく、当社の他の事業に対するのと同様に助言等を行っていることから、現時点では当該独立性基準に抵触しないものと判断しておりますが、今後、一般株主との利益相反の有無については逐次検討してまいります。

当社は、2020年10月以降、SDGs事業として、太陽光事業を行う過程で、「持続可能な循環型社会」の実現に向け、上述の通り環境ソリューション事業への進出を検討してまいりました。産業廃棄物処理事業に関して、欧米では、積極的なM&A戦略等により個社で1兆円超の売上高を計上する企業が散見される中、我が国においては、従業員100名以上の事業者は約2%に過ぎず、小規模な事業者が乱立していることから、当社が参入する余地があり、また社会貢献とともに当社の企業価値を向上させることが可能であると判断し、当社では産業廃棄物処理業のうち、最終処分場事業に着手することを決定いたしました。本事業の着手により産業廃棄物処理業への知見を深め、ネットワークの構築を図った後には、産業廃棄物処理業にかかる中間処理事業、収集運搬事業への着手についても検討してまいります。

また、当該分野への事業拡大により、当社の既存事業のうち、スポーツ事業以外の事業について、本事業に関連して新たな収益機会、収益基盤の確立を図ってまいります。

具体的には、太陽光事業については、太陽光発電施設と産業廃棄物処理施設はいずれも都市部以外の農村部、山間部などの近接したエリアに設置されており、また、最終処分場の埋設

が完了した跡地が太陽光発電施設として利用されている例が散見されることや、産業廃棄物処理施設を運営する過程で地域社会と友好的かつ密接な関係が構築できれば、太陽光発電の用地取得に繋がる可能性があり、シナジー効果が期待できます。

フィンテック事業、不動産テック事業を志向する不動産事業については、設備投資負担が重い産業廃棄物中間処理事業者において、金融機関の借入に依存しない施設のセル&リースバックによるオフバランス化等のニーズが強くなり、当社が最終処分場事業に参入することにより、中間処理事業者に対する営業活動が容易になるものと考えております。

加えて、Web 関連事業についても、これまでの動画制作業務の経験を活かした産業廃棄物処理事業、フィンテック事業、及び不動産テック事業に関する PR 動画制作や宣伝広告業務を拡大することを目指してまいります。

以上の計画に基づき当社では、本第三者割当により調達した資金については、太陽光事業に対する投資には充当せず、また、既存の赤字事業についても事業継続し再生拡大を図る方針であります。

その結果、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、350百万円については環境ソリューション事業にかかる産業廃棄物処理施設等取得資金として充当することとし、相手方との間で当該施設取得にかかる価格交渉を進めております。また、234 百万円については人件費、賃借料、その他専門家費用等を含む運転資金に、25 百万円は借入金の返済に充当することを目的として本新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 資金調達の方法として本新株予約権を選定した理由

第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較検討を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられると判断いたしました。

- ① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。
- ② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、当社の現状を踏まえると実現の可能性に乏しく、今回の資金調達の方法として適さないこと。
- ③ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる MSCB)の発行条件及び行使条件は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換が完了するまで転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化に伴う株価への直接的な影響が大きいと考えられること。
- ④ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあるが、コミットメント型

ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟していないことに加え、金融商品取引業者へ支払う引受手数料等のコストが増大することが予想されることから、適切な資金調達方法ではないと考えられること。

また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金を調達できない可能性が高く、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、当社では割当予定先との間で資金調達の方法につき協議を行ってまいりました。当社では、当初調達資金を一度に確保できることから、新株発行による資金調達を打診したものの、割当予定先からは、当社の事業の進捗や当社株価の状況に応じて適宜行使判断を可能とする本新株予約権の割当を希望されたことから、本新株予約権の発行による資金調達を選択いたしました。

### (3) 本新株予約権の特徴

#### (本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社は割当予定先に対して、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使する予定であることを確認しております。

#### ① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 243 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

#### ② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当先から第三者への譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

#### ③ 資金調達の柔軟性

当社は、他の有利な資金調達方法が確保される場合等には、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、取締役会決議により発行価額と同額で本新株予約権の取得を行うことが可能であり、当社に資金調達に対する柔軟な選択権を留保しています。

#### (本新株予約権のデメリット)

① 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使により最大 2,500,000 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

② 新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移する場合には、本新株予約権の行使が進まず、当社の予定する資金調達の不調となる可能性があります。具体的には、当社では、本新株予約権にて調達する資金のうち、350 百万円を支出して環境ソリューション事業のための施設の取得を目論んでおりますが、資金調達が不調となった場合には、当該施設の取得交渉が進展せず、当該事業の開始が遅延する可能性があります。

③ 当社の株価が下落する可能性

割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式を市場にて売却することがあり、当社株価の下落要因となる可能性があります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	613,000,000円
(内訳)	
(ア) 第6回新株予約権の発行	5,500,000円
(イ) 第6回新株予約権の行使	607,500,000円
① 発行諸費用の概算額	3,700,000円
② 差引手取概算額	609,300,000円

(注)

- 発行諸費用の概算額に消費税は含まれていません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は弁護士費用、調査費用、登記費用その他の合計額です。  
なお、新株予約権の算定費用(株式会社エンジット・ストラテジー、東京都渋谷区渋谷三丁目2番地3号、代表取締役 阿部海輔、大隅隆史)1.6百万円、印刷会社費用につきましては、当社の手元資金にて既に支払済であるため、上記発行諸費用の概算額には含まれておりません。
- 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。
- 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

差引手取概算額609百万円について、具体的な用途及び支出予定時期は以下の通りです。

具体的な用途	金額	支出予定時期
① 借入金の返済	25百万円	2022年8月～2022年9月
② 運転資金	234百万円	2022年10月～2023年10月
③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	350百万円	2022年9月～2023年8月
合計	609百万円	

(注)



1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに公表いたします。

#### ① 借入金の返済

当社は、当社連結子会社である株式会社ジェイスポーツにて運営しているフットサルコート  
の芝生の張り替え等、施設の設備を修繕費に充てる目的で、当社と事業法人(借入先である当  
該事業法人の意向により社名は非開示といたします。なお、当該会社との間において、資本関  
係、人的関係、技術又は取引関係はございません。)との間で、2022年8月5日付金銭消費  
貸借契約を締結しました(借入金額:25百万円、借入実行日:2022年8月8日、返済期日:  
2022年9月30日、金利:年2.4%、担保又は保証:なし)。本新株予約権の発行により調達  
する資金のうち25百万円については、当該借入金の返済として2022年8月から2022  
年9月の期間において充当することを計画しております。

#### ② 運転資金

本新株予約権の発行により調達する資金のうち、234百万円については、当社グループの  
運転資金として人件費(月額10百万円)、賃借料(月額1.5百万円)、その他の販売費および  
一般管理費(月額7百万円)等に2022年10月から2023年10月の期間において充当する  
ことを計画しております。これは、産廃処理施設については、取得後稼働し収益を上げるまで  
に、1年以上を要する可能性があることから、社内にて運転資金の必要性につき保守的に検討  
した結果、当該期間での運転資金を確保することとしたものであります。割当予定先との間で  
は、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら本新株予約権を適宜行使する旨、口頭  
にて承諾を得ております。仮に、調達する資金の具体的な使途に記載した費用の支出が本新  
株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、本  
新株予約権の行使により払込がなされた後に、当該行使による払込金を、順次かかる手元資  
金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。

#### ③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)

当社では、2020年9月30日付「新たな事業の開始のお知らせ」にて公表の通り、当社連結  
子会社を通じて従前から行っていた事業(不動産事業、スポーツ事業、Web関連事業)に加え  
て、SDGs(Sustainable Development Goals「持続可能な開発目標」)にて推奨される  
環境関連事業のうち再生可能エネルギー事業として太陽光発電施設の取得、運営、販売事業  
を開始しました。(当該事業は当初、当社連結子会社である株式会社アセット・ジーニアスにお  
いて行っていたものを2021年2月12日付「子会社設立に関するお知らせ」にて公表の通り、  
当該事業を専業として行う株式会社ジェイクレストを当社連結子会社として設立し、以降同社  
により当該事業を推進しております。)

当社は、2020年10月以降、SDGs事業として、太陽光事業を行う過程で、「持続可能な

循環型社会」の実現に向け、環境ソリューション事業への進出も検討してまいりました。産業廃棄物処理事業に関して、欧米では、積極的な M&A 戦略等により個社で1兆円超の売上高を計上する企業が散見される中、我が国においては、従業員 100 名以上の事業者は約 2%に過ぎず、小規模な事業者が乱立していることから、当社が参入する余地があり、また社会貢献とともに当社の企業価値を向上させることが可能であると判断し、今般、当社では産業廃棄物処理業のうち、最終処分場事業に着手することを決定いたしました。本事業の着手により産業廃棄物処理業への知見を深め、ネットワークの構築を図った後には、産業廃棄物処理業にかかる中間処理事業、収集運搬事業への着手についても検討してまいります。

以上のことから、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、350百万円については環境ソリューション事業にかかる産業廃棄物処理施設等取得資金として充当することを計画しております。具体的には、日本国内に所在する産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場に分類される施設であって、取得後は許可容量に至るまでの間、安定的な収益の計上が見込める施設の取得を検討しており、現在相手方との間で当該施設取得にかかる価格交渉を進めております。

なお、廃棄物処理業は許可制であり、業務を行うには都道府県知事または政令市長の許可が必要とされております。よって、当該事業の遂行に関して、当社ないしは当社子会社が、最終処分場を保有する法人より、当該最終処分場の施設を譲り受ける場合には、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業の譲り受けの許可の取得と管理技術者の雇用が必要となり、また、産業廃棄物処理業を行っている会社を株式取得等により当社の子会社(ないしは孫会社)とする場合には、当該会社の内部統制、内部管理について整備を行うことに加え、廃棄物処理法施行規則による「届出」が必要となります。従いまして当社では、施設譲受、株式取得のいずれの場合であっても、当該事業の開始にあたり、2022年12月までに管理技術者有資格者 1 名、処理業務従事者3名を雇用ないしは業務委託により確保する予定であります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、財務体質の改善及び売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

当社は、本新株予約権の評価を当社及び割当予定先から独立した外部の第三者算定機関(株式会社 エンジット・ストラテジー、東京都渋谷区渋谷三丁目2番地3号、代表取締役 阿部海輔、大隅隆史、以下、「本算定機関」といいます。)に依頼しました。本算定機関と当社及び割当予定先の間には、取引関係を含む重要な利害関係はありません。

本算定機関は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年8月16日の

東京証券取引所における当社株価の終値270円/株、株価変動性50.2%、配当利回り0%、無リスク利子率△0.086%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額243円/株、満期までの期間2年)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を220円(1株当たり2.20円)と算定いたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を220円(1株当たり2.20円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を踏まえ、また当社株式の流動性に鑑みると割当予定先が本新株予約権を全量行使した上で処分するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2022年8月16日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の取引の終値(以下、「本基準値」といいます。)である270円から10.00%ディスカウントした243円といたしました。

当社は、本基準値が当社の企業価値を合理的に反映したものであると判断しております。なお、本新株予約権の行使価額は、本基準値(270円)から10.00%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である285円から14.74%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である311円から21.86%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である303円から19.80%のディスカウントとなります。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本算定機関は当社及び割当予定先とは取引関係を含む利害関係がなく、独立した立場であると認められること、また、本新株予約権の価額算定方法は、本算定機関が市場慣行に準じて一般的な方法で算定した公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることなどから、有利発行ではないと判断する旨の意見をj得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行により増加する潜在株式数は、2,500,000株(議決権数25,000個)となり、2022年6月30日現在の発行済株式総数4,468,500株(議決権数44,680個)に対して、55.95%(議決権比率55.95%)の希薄化が生じます。本新株予約権の発行を検討するにあたり、当社としては潜在株式数の増加による希薄化の影響を減ずるべく、発行数量を抑えようという議論もいたしましたが、現下の当社株式の株価水準、必要とする資金調達額を勘案し、また割当予定先からも発行株式数について要望があったことから、当該要望も踏まえた上で、上記発行数量を決定いたしました。

なお、本新株予約権が全量行使された場合の交付株式数2,500,000株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、107,090株(2022年2月1日から2022年7月31日までの過去6か月間の実績値)であり、1日あたり平均出来高は交付株式数の4.28%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数2,500,000株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は5,102株となり、上記1日あたりの平均出来高の4.76%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがあります。(但し、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮する旨、口頭にて確認しており、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。)

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支

出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、上述の新規事業にかかる設備取得資金に充当することで新たな収益源の確保が可能となり、ひいては企業価値の向上につながり、当社の既存株主の利益に資するものと考えており、本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、合理的な範囲であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### ① 和助キャピタル2号有限責任事業組合

(1) 割当予定先の概要	名称	和助キャピタル2号有限責任事業組合
	所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目15番3-423号
	設立根拠	有限責任事業組合契約に関する法律
	組成目的	各種企業に対する投資並びに有価証券の売買、保有及び運用
	業務執行組合員等	田口知志、川上直樹
	出資額	2万円
	設立年月日	2021年6月7日
	主たる出資者及びその出資比率	田口知志 50.0% 川上直樹 50.0%
(2) 当社との関係等	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

#### ② 中谷 正和

(1) 割当予定先の概要	氏名	中谷 正和
	住所	東京都港区
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	当社株式を15万株(議決権割合3.36%)保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

#### ③ 日高 早斗

(1) 割当予定先の概要	氏名	日高 早斗
--------------	----	-------

	住所	東京都台東区
	職業の内容	会社員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

当社では、割当予定先を決定するに際して、割当予定先及びその関係者(以下、「割当予定先等」といいます。)について、企業調査等を専門とする第三者機関である株式会社 TMR(東京都千代田区神田錦町三丁目 15 番 代表取締役 高橋 新治、以下、「TMR」といいます。)に依頼して、割当予定先等が反社会勢力、あるいは反社会勢力と関係を有しているか否かにつき調査を行いました。

TMR に調査を依頼した割当予定先等は以下の通りであります。

- ① 和助キャピタル2号有限責任事業組合、同組合の組合員である「田口知志氏」及び「川上直樹氏」、同組合に対して必要資金の融資を行っている「株式会社 KIJ」及び同社代表取締役である「熊切雄三氏」。
- ② 中谷正和氏。同氏に必要資金の融資を行っている「DM' s株式会社」。
- ③ 日高早斗氏。同氏に必要資金の融資を行っている「株式会社リアルエステート」及び同社の代表取締役である「内田哲氏」。

当社は、TMR より上記の割当予定先等に関して、いずれも反社会勢力あるいは反社会勢力の関係者ではない旨の報告書を受領したこと、また当社においても、割当予定先等の氏名、名称についてインターネットで検索を行い表示された情報について反社会勢力との関与を疑われる記載がないか確認したものの該当する情報は検出されなかったことから、当社は割当予定先が反社会勢力との関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当するために機動的かつ確実性の高い資金調達の方法について、同項「本資金調達方法を選択した理由」に記載の通り複数の資金調達手段を検討するとともに、当社代表取締役社長である眞野定也(以下、「眞野」といいます。)が中心となって、2022 年 4 月初旬より、本第三者割当の趣旨に賛同頂ける割当予定先の候補者と協議を行ってまいりました。

そのような状況下で、眞野が、眞野の旧来の知己である田口知志氏、及び中谷正和氏、ならびに当社株主である株式会社リアルエステート代表取締役である内田哲氏から紹介を受けた

日高早斗氏と交渉した結果、上記の割当予定先に当社事業戦略における資金の必要性(必要時期を含む)を理解頂き、割当予定先との間で時機に応じて本新株予約権を行使すること、また、割当予定先による本新株予約権の取得が純投資を目的としたものであって、当社の経営に關与する意図はないことについて確認し合意に至ったこと等を総合的に勘案し、当社は上記の1組合、及び個人2名を割当予定先として選定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である和助キャピタル2号有限責任事業組合、中谷正和氏及び日高早斗氏は、いずれも純投資を目的とし、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思はなく、よって、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら適宜本新株予約権を行使し、当社株式の株価推移を踏まえ株価に与える影響を勘案した上で売却する方針であることを、眞野が各割当予定先(和助キャピタル2号有限責任事業組合については田口知志氏)に対し、口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものになっており、当社では本新株予約権の譲渡の承認に先立ち、譲受人に対して本人確認、反社会勢力でないことの確認、予約権行使に要する払込原資の確認、及び予約権行使により取得する当社株式の保有方針の確認を行う旨、割当予定先と口頭にて確認しております。また、当社取締役会で本新株予約権の譲渡を承認した場合には、その内容を適時開示いたします。

### (4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、次のとおり割当予定先から資料提出を受け確認しております。

#### ① 和助キャピタル2号有限責任事業組合

和助キャピタル2号有限責任事業組合からは、2022年8月2日時点の預金通帳の写し及び同組合を借主、株式会社KIJ(群馬県みどり市笠懸町鹿4378番地2、代表取締役 熊切雄三)を貸主とする2021年12月21日付 金銭消費貸借融資枠設定契約書(借入金額:50百万円、返済期日:2023年12月20日、金利:年3%、担保または保証:なし)の写しの提供を受け確認いたしました。なお、当該預金通帳の残額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

#### ② 中谷 正和

中谷正和氏からは、2022年7月25日時点の預金通帳の写し 2022年8月4日付、同氏を借主、DM's株式会社(東京都港区東麻布二丁目26番16号、代表取締役 中谷正和)を貸主とする限度付貸付契約書(融資限度額:50百万円、返済期日:2026年7月31日、金利:年2%、担保または保証:なし)の写し及び 2022年7月31日時点の同社の預金通帳の写し及び 2022年8月4日時点の同氏が保有する換金可能なその他金融資産の残額を証する書類の提供を受け確認いたしました。なお、当該預金通帳及びその他金融資産の残額の合計

額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う予定である旨、口頭にて確認しております。

### ③ 日高 早斗

日高早斗氏からは、2022年4月28日付、同氏を借主、株式会社リアルエステートを貸主とする融資枠設定契約書(融資限度額:50百万円、返済期日:2024年4月28日、金利:年2%、担保または保証:なし)の写し及び2022年8月4日時点の同社の預金通帳の写しの提供を受け確認いたしました。なお、当該融資枠設定額をもって、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

## 7. 第三者割当後の大株主及び持株比率 (割当前)

順位	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
1	青山 洋一	東京都港区	430,000	9.62%
2	森上 和樹	愛知県名古屋市中区	360,000	8.06%
3	楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	313,400	7.01%
4	清水 三郎	東京都港区	165,200	3.70%
5	有限会社アースマテリアル	千葉県松戸市常盤平西窪町4-58	163,300	3.65%
6	株式会社クロスウォーク	大阪府大阪市中央区平野町 二丁目2番8号	153,300	3.43%
7	毛利 友和	東京都港区	152,000	3.40%
8	中谷 正和	東京都港区	150,000	3.36%
9	株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	124,500	2.79%
10	高木 宏	東京都大田区	118,000	2.64%
	計	—	2,129,700	47.67%
	発行済株式数		4,468,500	

(注)

1. 所有株式数は、2022年6月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2022年6月30日現在の当社の発行済株式総数4,468,500株(議決権数44,680個)をもとに算出しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 「割当後」の順位は、割当予定先が長期保有を意図していないため記載を省略しております。

## 8. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行及び行使は、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、速やかに開示を行います。

また、2022年12月期通期業績予想に与える影響については、合理的な数値の算定が可能になった時点で公表いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由、及び既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

### ① 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金は、借入金の返済、運転資金及び環境ソリューション事業にかかる産業廃棄物処理施設等取得資金へ充当する予定であります。当社は、当社が早期に持続的な経営の確立を図り、財務体質の改善と企業価値の向上を実現する上で、資金調達は必要不可欠であると考えております。

当社では、本第三者割当以外の方法による資金調達手法について、前記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達の方法として本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、その他の資金調達方法についても検討いたしました。当社の現状を勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、当社として最適な資金調達方法であると判断し、本第三者割当を行うことといたしました。

### ② 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の発行により増加する潜在株式数は、2,500,000株(議決権数25,000個)となり、2022年6月30日現在の発行済株式総数4,468,500株(議決権数44,680個)に対して、55.95%(議決権比率55.95%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は前連結会計年度(2021年12月期)において、売上高116百万円(前期比90.5%減)、営業損失129百万円(前期は129百万円の営業損失)、経常損失128百万円(前期は118百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失150百万円(前期は66百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)を計上し、純資産合計額は231百万円と対前年比150百万円の減少を余儀なくされております。また、営業キャッシュ・フローも85百万円減少しており、その結果、当社では、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社取締役会は、上述の当社の現状を改善するためには、当社が早期に持続的な経営の確立を図り、財務体質の改善と企業価値の向上を実現する必要があり、大規模な第三者割当による希薄化を考慮しても、本第三者割当を行うことが既存株主の利益に資するものであると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所 有価証券上場規程第432条の規定により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当に関し、上記②の当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続を行うことは、臨時株主総会を開催し決議を得るまでに相当の日数を要すること、また当該臨時株主総会開催に伴い相当の費用支出が見込まれることなどを総合的に勘案した結果、経営者から



一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である伊伏 正貴氏(弁護士、八重洲総合法律事務所)、刈谷龍太氏(当社社外監査役、弁護士)、関口 常裕氏(当社社外監査役、公認会計士)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2022年8月17日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

## 第1 当委員会の意見

貴社との間に利害関係を有しない者に該当する当職らで組織する第三者委員会(以下「当委員会」という。)を構成する3名の委員全員の一致により、貴社が2022年8月17日開催の取締役会において決議した第三者割当による第6回新株予約権(以下「本件新株予約権」という。)の発行(以下「本第三者割当」という。)の必要性及び相当性について、以下のとおり意見を答申する。

(結論)

本第三者割当の必要性及び相当性を検討した結果、必要性及び相当性が認められるものと判断した。

## 第2 当委員会の判断に至る理由の概要等

### 1 本第三者割当の必要性

#### (1)本第三者割当の目的及び必要性について

貴社は、2020年11月13日付貴社2020年12月期(第29期)第3四半期報告書にて公表されたとおり、2020年9月30日時点の純資産は△66百万円の債務超過となるに至り、株式会社東京証券取引所が貴社株式を上場廃止に係る猶予期間入り銘柄(2020年1月1日から2020年12月31日)に指定された。その後、貴社は、2021年3月31日、関東財務局に有価証券報告書を提出した結果、第29期連結会計年度において債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除された。しかしながら、貴社の2021年12月期(第30期)連結会計年度の業績は、新型コロナウイルスの感染拡大や連結子会社であったシナジー社の全株式を譲渡して、投資用不動産の販売事業、仲介事業を廃止したことなどの影響により、売上高116,196千円(前期比90.5%減)、営業損失129,742千円(前期は129,884千円の営業損失)、経常損失128,562千円(前期は118,035千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失150,929千円(前期は66,809千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となり、純資産合計額は231,380千円と対前年比150,929千円の減少を余儀なくされている。また、第30期連結会計年度末における現預金は85百万円(2020年12月期末の現預金は170百万円)であり、2022年12月期第2四半期末の現預金が63百万円となるなど、運転資金等の調達に余裕がない厳しい経営状況

が継続する中で、今後も現預金の減少が継続する可能性が容易に想定しうる状況にある。

したがって、貴社では、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しており、当該状況を解消することが急務となっている。

また、貴社事業のうち「スポーツ事業」については、比較的安定した売上、営業利益を計上しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況によっては、スクール売上やイベント収入の減少の可能性も十分に想定されるところである。

さらに、貴社は、すでに第4回新株予約権を発行しているものの、これまでに当該新株予約権の大部分が行使されない状況となっており、貴社の当該新株予約権の割当先への聴取等の結果によれば、現時点で当該権利の行使については不確実な状況にある。

そのため、貴社は、債務超過の状況から解消されたものとはいえ、新型コロナウイルス感染症の影響等が一定程度の期間継続することが容易に想定されることや既存事業及び新規事業によるキャッシュフローの獲得が確実とは言えない状況が継続していること、前述のとおり、第30期連結会計年度における現預金は、85百万円(2020年12月期末の現預金は170百万円)であり、2022年12月期第2四半期末の現預金が63百万円となっており、貴社作成の資金繰り表等による今後の貴社財務状況等の予測推移等に鑑みれば、今後も現預金残価の減少することが容易に想定されることから、当該一定の期間における運転資金について人件費、賃借料、監査報酬の支払い等専門家費用等が必要であり、また貴社が迅速かつ適切に事業環境の変化等に対応するためにも運転資金の確保が必要不可欠である。

したがって、当該運転資金に充当するために本第三者割当により調達する資金のうち、運転資金として234百万円について資金調達が必要であるとの貴社の説明には特段不合理な点は見当たらない。

また、貴社は、2022年8月5日付金銭消費貸借契約に基づき借入れた25百万円の返済使途のため、本第三者割当により調達する資金が必要である旨説明しているところ、貴社の開示した資料等によれば、当該金銭消費貸借契約に基づく借入は、貴社スポーツ事業として運営しているフットサル施設(つかしんフットサルコート)の改修費用を賄うために行われたものであること、フットサル施設の改修については従前より計画されていたものの資金調達の目途が立たなかったこと等の理由で着手ができなかったところ、現在の施設の状況では運営に支障を来すおそれが高まったことから、本第三者割当増資により調達する資金を待つ時間的な余裕がなかった旨説明されている。

この点、貴社説明のとおり、フットサル施設の改修が長期間に亘って滞っていたことや施設の老朽化等による安全性等の確保が困難となり回収のための時間的な余裕がなかったとすれば、本第三者割当による資金調達を待つことなく、金銭消費貸借契約により資金調達を行うことが不合理であるとは言えない上、その借入資金の使途につい

ても、見積書等により一定の裏付けがなされていることからすれば、不自然な借入であるとは直ちに言えない。ましてや、貴社において、現在、貴社スポーツ事業のうちフットサルコート等の運営に関する事業が収益性を有する主たる事業の一つであることからすれば、当該事業に関する運営のために本件資金調達が必要不可欠であったと考え得る。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち借入金の返済として25百万円について資金調達が必要であるとの貴社の説明についても直ちに特段不合理であるとの点は見当たらない。

さらに、貴社は、本第三者割当による資金調達のうち、350百万円については、環境ソリューション事業として新たに産業廃棄物処理施設等の取得資金に充当することを計画しているところ、前述のとおり、貴社においては、営業キャッシュフローも85,122千円減少しており、その結果、貴社では、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していることに鑑みれば、貴社は、新規事業の開始等により収益を挙げ、継続的なキャッシュフローの獲得の必要性が喫緊の課題となっているといえる。

そして、貴社の説明によれば、産業廃棄物処理施設に関して、現時点で、貴社が確定的に権利を取得できることが保証されているものではないが、貴社社外取締役である吉野勝秀氏及び貴社担当者の経験等から、350百万円の調達が可能となれば、現在取得を検討及び協議・交渉等を進めている施設について権利等を取得する蓋然性が十分にあるとのことであり、最終処分場に分類される当該施設等を取得後、許可容量に至るまでの間、安定的な収益の計上が見込まれることから、当該取得検討中の施設の取得により一定のキャッシュフローの獲得が可能であるとのことである。したがって、かかる貴社の説明を前提とすれば、新規事業の開始により、貴社において収益及び継続的なキャッシュフローの獲得の可能性があるものと言え、新規事業の開始のための資金を本第三者割当により調達することに関する貴社の説明についても、一定の合理性が認められるといえる。

## (2)小括

以上のとおり、当委員会として、慎重に協議及び検討した結果、本第三者割当は、貴社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ新規事業に対する機動的な投資を可能とするために早い段階でより確実な資金調達を実現する目的等で行われるものであって、また、調達予定の金額規模やその用途及び支出時期の予定に関する貴社の説明に照らしても一定程度の合理性のある内容と考えられる。

したがって、当委員会は、本第三者割当による本新株予約権の発行による資金調達は、貴社にとって必要性があるものと結論に至った。

## 2 本第三者割当の相当

## (1)資金調達方法について

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較検討について、慎重な判断が必要となる。

この点、貴社は、本第三者割当を選択した理由として、以下の点を挙げた上で、現時点の貴社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられる旨説明を行った。

- ① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の貴社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。
- ② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、前述のとおり、貴社は、現在、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していることからすれば、公募増資及び株主割当による新株発行の実現可能性に乏しいと考えられ、今回の資金調達の方法として適さないこと。
- ③ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換が完了するまで転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化に伴う株価への直接的な影響が大きいと考えられること。
- ④ いわゆるライツ・オフリングには、貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、貴社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあるが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟していないことに加え、金融商品取引業者へ支払う引受手数料等のコストが増大することが予想されることから、適切な資金調達方法ではないと考えられること、また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、貴社が必要とする資金を調達できない可能性が高く、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

また、貴社によれば、貴社は、割当候補先に対して、当初調達資金を一度に確保すること可能となる新株式発行による資金調達の打診を行ったところ、割当予定先からは、貴社の事業の進捗や貴社株価の状況に応じて適宜行使判断を可能とする本新株予約権の割当を希望されたこと、他方、貴社は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権の全部または一部

を取得することができる旨の発行条件を定めており、割当予定先の予約権行使を時機に応じた貴社の判断による促進が可能であることから、本新株予約権の発行による資金調達を選択が合理的である旨説明を行った。

前述のとおり、貴社は、債務超過の状態は脱したものの、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、スポーツ事業の売上や収益についても予断を許されない状況にあることからすれば、計画通りのキャッシュフローの獲得が困難となり、今後も運転資金の枯渇が強く懸念されるところである。

また、間接金融や社債、転換社債などの直接金融については、一般に借入コスト等の観点からも、貴社株主の利益を害するおそれもあると考えられる。

したがって、貴社が掲げる上記理由のうち①に関して、間接金融や、社債及び転換社債等の直接金融による資金調達が現実的に困難である旨の貴社説明については、不自然な点は認められない。

次に、貴社は、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、貴社の現状を踏まえると実現の可能性が乏しいことから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断した旨説明しているが、貴社が債務超過の状態を脱しているとはいえ、貴社において、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していることに鑑みれば、かかる貴社の説明に不合理な点は認められない。

したがって、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行によることが困難である旨の貴社の説明には一定の合理性がある。

さらに貴社が掲げる理由のうち上記③に関して、新株予約権の行使価額及び対象株式数を固定せず、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権による資金調達については、貴社が指摘するように、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定される構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しない結果、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、既存株主に対する影響等も勘案すると相当ではない。他方で、本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっていることや発行当初から行使価額は243円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することがないこと、さらに、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によつ

て潜在株式数が変動することはないとの貴社の説明は、いずれも合理性を有するもの  
と言い得る。

したがって、貴社が掲げる上記③の説明についても、合理性があるものといえる。

加えて、貴社が掲げる理由のうち上記④に関して、コミットメント型ライツ・オフアリン  
グについては国内での実施実績に乏しく、資金調達手法として十分に確立されていな  
いと解されていることや、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資  
金調達方法であるとの判断は難しい面がある。また、ノンコミットメント型ライツ・オフ  
アリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり貴社が必要とする資金調  
達を実現できない可能性がある。

したがって、貴社が掲げる上記④の説明についても、不自然な点はないものと思料  
される。

さらに言えば、上記のとおり、貴社と割当予定先との間の協議により、割当予定先  
に対して新株式発行の方法による資金調達の打診を行ったところ、割当予定先からは、貴  
社の事業の進捗や貴社株価の状況に応じて適宜行使判断を可能とする本新株予約権  
の割当を希望したことが明らかとなっているが、貴社の現在の状況に鑑みれば、割当予  
定先の当該判断は相当であると言える。他方で、貴社は、割当予定先との間の交渉によ  
り、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、本新株予約権1個当たり払込  
額と同額で、本新株予約権の全部または一部を取得することができる旨の発行条件を  
定めており、割当予定先の予約権行使を時機に応じた貴社の判断による促進が可能な  
条件の設定を行うに至っており、かかる条件の付与は早期の資金調達の実現に一定程  
度資するものと考えられる。

加えて、貴社は、割当予定先との間で、貴社株式の株価推移を踏まえて、株価に与え  
る影響を勘案した上で売却する方針とすることについて合意しているとのことであり、  
かかる点からも既存株主に対する影響を一定程度減じることができる可能性もある。

したがって、貴社が、現時点の貴社における資金調達方法として、第三者割当による  
本新株予約権発行による資金調達が最も合理的との判断に至った理由等に特段不  
合理的な点は見受けられない。

## (2) 割当先選定の理由について

貴社は、本第三者割当における資金使途に充当するために機動的かつ確実性の高い資  
金調達の方法について、複数の資金調達手段を検討するとともに、貴社代表取締役社長で  
ある眞野定也氏(以下「眞野氏」という。)が中心となって、本第三者割当の趣旨に賛同する  
割当予定先の候補者と協議を行ってきたところ、

- ・眞野氏が、旧来の知己である田口知志氏、及び中谷正和氏、ならびに貴社株主であ  
る株式会社リアルエステート代表取締役である内田哲氏から紹介を受けた日高早  
斗氏との交渉を開始したこと

- ・その結果、貴社は、上記の割当予定先より、貴社事業戦略における資金の必要性（必要時期を含む）について了解を得た上で、割当予定先との間で、貴社株式の株価の状況よるものの早期に本新株予約権を行使することについて合意を得たこと
- ・割当予定先による本新株予約権の取得が純投資を目的としたものであって、貴社の経営に関与する意図はないことを確認したこと
- ・割当予定先において、貴社株式の株価推移を踏まえて、株価に与える影響を勘案した上で売却する方針とすることなどについて合意に至ったこと

等を総合的に勘案し、上記の1組合及び個人2名を割当予定先として選定した旨、割当先選定の経緯として説明しているが、貴社の割当選定に係る経緯や理由等に直ちに不自然な点は認められない。

また、貴社は、割当予定先及びその関係先(以下、併せて「割当予定先等」という。)について、企業調査等を専門とする第三者機関である株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町三丁目15番、代表取締役 高橋新治、以下「TMR」といいます。)に依頼し、割当予定先等が反社会的勢力及び反社会的勢力と関係性を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与した事実があるか否かについて調査を行ったが、TMR作成の報告書によれば、いずれに割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していたことを示唆する情報は確認されず、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとされている。

したがって、反社会的勢力等や違法行為との関与という点に関して、割当予定先等について、少なくともTMRの調査の限度において問題となる点はない。

更に、本新株予約権の行使により取得する貴社株式に関する割当先の保有方針は、純投資である旨表明されているということであるが、貴社によれば、貴社は割当予定先に対して、本新株予約権の行使を行う上で、貴社の市場環境等を勘案しながら適宜行使を行うこと、及び貴社株式の株価推移を踏まえ、株価に与える影響を勘案した上で売却する方針であることを口頭にて確認していることから、今回貴社が選定した割当予定先については、急激に希薄化が生じることにより株価等へ影響を与えることがないよう配慮した行動をとるであろうことが一定程度期待できる。

また、貴社は、各割当予定先との間で、本新株予約権について譲渡制限を設定することについて合意しており、覚書を締結する予定であるとのことから、かかる覚書の締結により、割当予定先において、貴社の意図しない第三者への権利の譲渡も防止しうるといえる。

加えて、貴社の説明によれば、各割当予定先については、前述のとおり純投資を目的として本新株予約権を取得する予定であり、貴社の経営に関与する意図がないことについて合意に至っているとのことであり、貴社の経営体制や本第三者割当の目的等の変更が行われる可能性も低いことから、かかる合意内容が貴社の意向とも合致しているとの点について、特段不合理な点はない。

以上より、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提にすると、貴社が各

割当予定先を選定したことについて、不合理であるとはいえないものと思料する。

### (3)新株予約権の発行価額及び行使価額について

貴社は、本第三者割当における新株予約権の発行価額を新株予約権1個当たり 220 円(以下「本件発行価額」という。)に決定した。

貴社は、本件発行価額の決定にあたり、公正を期すために、本新株予約権の発行価額の公正価値の算定について、貴社と取引関係を含む重要な利害関係のない第三者算定機関である株式会社エンジット・ストラテジー(東京都渋谷区渋谷三丁目2番地3号、代表取締役阿部海輔、大隅隆史、以下「本算定機関」という。)に依頼し、同社作成の 2022 年8月 16 日付新株予約権価値算定報告書(以下「本算定書」という。)を取得し、本算定書における算定結果等を踏まえて、本件発行価額の決定を行った。

この点、本算定書によれば、本算定機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却同行並びに貴社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価(2022 年8月 16 日の終値である 270 円)、貴社株式の市場流動性、株価変動性(ボラティリティ)(50.2%)、配当利回り(0.0%)、無リスク利率( $\Delta$  0.086%)、及び1日当たりの売却可能株式数(直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の1 日当たり平均売買出来高(約 15%))等の諸条件について、一定の前提をおいて、権利行使期間(2022 年 9 月2日から 2024 年8月 30 日までの 2 年間)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルあるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 220 円(1 株当たり 2.20 円)と算定していることが認められる。

かかる本算定機関が行った算定方法は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と認められる算定方法及び手順で検討されており、不合理な点は見受けられない。

したがって、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料の内容を前提とすると、貴社が割当予定先との間で協議の上、最終的に本第三者割当における本新株予約権の発行価額として本算定機関が算定した価額と同額とした点について、合理性があるものとする。

次に、貴社は、本新株予約権の行使価額を 243 円に決定した。

この点、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間、3 か月間、6 か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間に亘ることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議の直前取引日(2022 年8月 16 日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の終値を基準値とすることとし、当該株価(270 円)から 10.00%ディスカウントされた金額となっている。

したがって、本新株予約権の行使価格については、直近の貴社市場株価から一定程度のディスカウントとなり、割当予定先にとって有利な発行となる可能性があることは否め



ないが、貴社から受けた説明及び提供を受けた資料等によれば、前述のとおり、貴社は、債務超過の状態は脱したものの、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在している。また、貴社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、スポーツ事業の売上や収益についても予断を許されない状況にあることからすれば、計画通りのキャッシュフローの獲得が困難となり、運転資金の枯渇が懸念されるなど、資金調達必要性に加えて、緊急性も一定程度認められること、現時点において他の代替しうる合理的な資金調達方法が見当であることなどの事情に照らせば、貴社と割当予定先との間の協議・交渉を経た結果として最終的に合意されたものであり、貴社にとって現時点で合理的な条件であると判断したことについては特に認識の誤り等の事情は認められず、相当性があるものと評価できる。

#### (4)希薄化による既存株主への影響について

本新株予約権に係る潜在株式数は、2,500,000株(議決権数 25,000 個)であり、2022年6月30日現在の発行済み株式総数 4,468,500株(議決権数 44,680 個)に対して、最大 55.95%(議決権比率 55.95%)の割合の希薄化が生じる。

また、本新株予約権が全量行使された場合の交付株式数 2,500,000株に対して、貴社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、107,090株(2022年2月1日から2022年7月31日までの過去6か月間の実績値)であり、1日あたり平均出来高は交付株式数の4.28%となる。さらに、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 2,500,000株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は 5,102株となり、上記1日あたりの平均出来高の4.76%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与える恐れがあるものの、貴社は割当予定先に対して貴社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮する旨、口頭にて確認していることから、貴社は、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えている旨の説明を行っている。

したがって、上記の事情を前提とすれば、本第三者割当による希薄化は大きなものである考えられるが、前述のとおり、貴社は、債務超過の状態は脱したものの、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しており、本第三者割当による資金調達がなければ貴社の存続自体が危ぶまれる事態にもなりかねないといえる。

また、上記のとおり、貴社は、割当予定先に対して貴社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮する旨、口頭にて確認しており、かかる条件に従った権利行使がなされる場合には、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的なものに留まるといえる。

さらに、貴社の説明によれば、割当予定先の保有方針は純投資であるとのことであり、本新株予約権の行使により発行された株式が適時適切に市場で売却されることにより、

貴社株式の流動性向上に資することも期待される。

加えて、貴社は、本資金調達により調達した資金を新規事業にかかる設備取得資金に充当することで新たな収益源の確保が可能となり、ひいては企業価値の向上につながり、貴社の既存株主の利益に資するものと考えている旨説明しているが、貴社の説明のとおり、貴社において本第三者割当によって、今後、貴社グループが財務体質の改善及び収益確保の実現により、安定的な成長を遂げることで、企業価値の向上をもたらすこととなれば、既存株主の利益にも寄与することが期待されることを考慮すれば、本第三者割当について既存株主の利益を不当に損なうものではないと評価しうる。

したがって、本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、上記のとおり、貴社からの説明及び提供された資料等によれば、市場に過度な影響を与える規模ではなく、本第三者割当における資金調達の目的等やその必要性、株主価値向上の観点から既存株主の利益を不当に損なうものとはいえないと評価できることなどからすれば、一定の合理性があるものと思料される。

#### (5) 払込の確実性について

貴社は、割当予定先の払込み等に要する財産の存在について、次のとおり、各割当予定先から資料提出を受け確認した旨説明している。

##### ① 和助キャピタル2号有限責任事業組合

貴社は、和助キャピタル2号有限責任事業組合の払込み等に要する財産の存在について、同組合から、2022年8月2日時点の同組合名義の預金通帳の写し、及び同組合を借主、株式会社 KIJ(群馬県みどり市笠懸町鹿 4378 番地2、代表取締役 熊切雄三)を貸主とする2021年12月21日付 金銭消費貸借融資枠設定契約書(借入金額:50 百万円、返済期日:2023年12月20日、金利:年3%、担保または保証:なし)の写しの提供を受け確認した。

その結果、預金通帳の写しによれば、現時点での当該預金通帳の残高により本件新株予約権の発行に係る払込に要する預金が確保されていることを確認できる一方、同預金の残高では本新株予約権の行使代金総額には満たないことが認められた。

この点、貴社は、同組合より、割当てられた本新株予約権の一部を行使し、取得した貴社株式の売却代金を以て、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

##### ② 中谷正和氏

貴社は、中谷正和氏の払込み等に要する財産の存在について、同人から、2022年7月25日時点の同人名義の預金通帳の写し、2022年8月4日付、同人を借主、DM's株式会社(東京都港区東麻布二丁目26番16号、代表取締役中谷正和)を貸主とする限度付貸付契約書(融資限度額:50 百万円、返済期日:

2026年7月31日、金利:年2%、担保または保証:なし)の写し及び2022年7月31日時点の同社の預金通帳の写し、並びに2022年8月4日時点の同人が保有する換金可能なその他金融資産の残額を証する書類の提供を受け確認した。

その結果、上記預金通帳の写し及びその他金融資産の残額の合計額によれば、本件新株予約権の発行に係る払込に要する預金等が確保されていることを確認できる一方、同預金の残高では、本新株予約権の行使代金総額には満たないことが認められた。

この点、貴社は、同氏より、貴社からの行使の要請があった時点における同氏の資金の状況、貴社株式の状況等を勘案して、割当てられた本新株予約権の一部を行使し、取得した貴社株式の売却や同氏の金融資産等の売却による代金を以て、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

### ③ 日高早斗氏

貴社は、日高早斗氏の払込み等に要する財産の存在について、同人から、2022年4月28日付、同人を借主、株式会社リアルエステートを貸主とする融資枠設定契約書(融資限度額:50百万円、返済期日:2024年4月28日、金利:年2%、担保または保証:なし)の写し及び2022年8月4日時点の同社の預金通帳の写しの提供を受け確認した。

その結果、貴社は、日高早斗氏に関して、当該預金通帳の残額及び上記融資契約に基づき将来融資枠設定額の上限まで借入が実行された場合の額によれば、本件新株予約権の発行に係る払込に要する預金等が確保される蓋然性が高いことを確認できる一方、当該預金残高及び融資契約における将来融資設定額の上限額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないことが認められた。

この点、貴社は、日高早斗氏より、割当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

かかる貴社説明によれば、各割当予定先については、少なくとも新株予約権の発行価額に相当する金額については預金額等が充足しているとみられるとのことであり、貴社の当該説明や提出された資料等に基づけば、新株予約権の発行価額に相当する金額については払込がなされる蓋然性が高いといえる。

他方で、少なくとも、各割当予定先については、いずれも当該預金通帳の残額等では、本新株予約権の行使代金総額には満たないこと、和助キャピタル2号有限責任事業組合及び日高早斗氏は、割当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針であるとのこと、さらに中谷正和氏については、貴社からの行使の要請があった時点における同人の資金の状況、貴社株式の状況等を勘案して、割当てられた本新株予約権の一部を行使し、取得した貴社株式の売却や同人の金融資産等の売却による代金を以て、残存する本新株予約権の

行使を行う方針であることから、権利行使については不確実な点を有することが否定できない。

しかしながら、上記のとおり、貴社によれば、2022年8月17日時点までに開示された割当予定先及びその関係先の預金残高の合計が一定程度存在していることが認められること、割当予定先の保有方針が純投資を目的としていることなどに鑑みれば、本新株予約権の権利行使について、「本新株予約権の権利行使により取得した貴社普通株式を売却した資金で行う予定である」という割当予定先の説明について直ちに不合理であるとはいえない。

また、貴社によれば、貴社が本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権の全部または一部を取得することができる旨の発行条件を定めており、割当予定先の予約権行使を時機に応じた貴社の判断による促進が可能であることや、貴社によれば、眞野氏が、割当予定先との間で、貴社株式の株価の状況よるものの早期に本新株予約権を行使することについて合意を得ている旨説明していることなどからすれば、本新株予約権について割当予定先が早期に権利行使することについて、一定程度の期待が生じていることが認められる。

したがって、貴社の説明及び貴社から提供を受けた資料等によれば、本第三者割当に係る新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みについてはその蓋然性が高く、また、新株予約権の権利行使期間内において本新株予約権が行使された場合に必要となる行使価額の支払いに要する金額の確保の見通しに関する貴社説明についても、直ちに不合理なものはいないと評価しうる。

#### (6)小括

以上のような点を踏まえ、当委員会は、慎重に協議及び検討した結果、本第三者割当は相当であると判断するに至った。

### 3 結語

以上のとおり、当委員会は、本第三者割当について、希薄化率が高いことなどから、資金調達目的の必要性、新株予約権の発行価額や権利行使価額の公正性等、希薄化率等について既存株主の利益を不当に損なうものとならないかどうか等の点について、慎重に協議及び検討を行った結果、貴社の本第三者割当について、必要性及び相当性のいずれも認められるとの結論に至った。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

また、当社取締役会にて、本第三者委員会の意見を参考に、既存株主への影響も踏まえ、十分に討議・検討した結果、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 過去3年間の業績

決算期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売上高(千円)	1,501,463	1,222,163	116,196
営業利益(千円)	△283,471	△129,884	△129,742
経常利益(千円)	△287,779	△118,035	△128,562
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	△295,365	66,809	△150,929
1株当たり当期純利益(円)	△108.05	21.76	△34.83
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	△69.31	80.62	45.79

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,468,500 株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	2,900,000 株	39.36%
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

上記潜在株式数は、本日別途公表する第7回新株予約権(有償ストック・オプション)に係る潜在株式数(400,000株)を加えたものであり、これらがすべて権利行使された場合に発行される株式数です。

### (3) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始値	432 円	424 円	308 円
高値	671 円	502 円	335 円
安値	375 円	196 円	179 円
終値	419 円	298 円	190 円

#### ② 最近6ヶ月間の状況

	2022年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	195 円	252 円	369 円	262 円	330 円	318 円
高値	305 円	376 円	369 円	332 円	389 円	319 円
安値	186 円	229 円	246 円	240 円	286 円	279 円
終値	254 円	369 円	262 円	330 円	319 円	297 円

③ 発行決議日前営業日株価

	2022年8月16日
始値	269 円
高値	273 円
安値	267 円
終値	270 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式発行

払込期日	2020年10月16日	
調達資金の額	472,000,000 円	
発行価額	295 円	
募集時の発行済株式数	2,733,500 株	
募集による発行株式数	1,600,000 株	
募集後の発行済株式数	4,333,500 株	
割当先	有限会社アースマテリアル	550,000 株
	濱田 雄史	520,000 株
	株式会社エスティエンジニアリング	430,000 株
	川口 博	100,000 株
	合計	1,600,000 株
資金の用途	① 発行諸費用の概算額	6 百万円
	② 運転資金(未払金等の支払)	152 百万円
	③ 運転資金	144 百万円
	④ SDGs 事業(太陽光発電所の仕入資金)	170 百万円
	合計	472 百万円
当初の支出予定時期	① 発行諸費用の概算額	2020年10月
	② 運転資金(未払金等の支払)	2020年10月~2021年7月
	③ 運転資金	2020年10月~2021年9月

	④ SDGs 事業(太陽光発電所の仕入資金) 2020年11月
現時点における資金の充当状況	運転資金及び太陽光発電所の仕入資金として調達資金の全額を充当済みであります。また、本表「資金の使途」④ SDGs事業(太陽光発電所の仕入資金)」として太陽光発電所を取得し、その後売却した資金につきましては、当社の運転資金に充当しております。

## ② 第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	2020年10月16日	
発行新株予約権数	8,000個(新株予約権1個につき100株)	
発行価額	1個につき419円	
調達予定資金の額	新株予約権の発行による調達額	3,352,000円
	新株予約権の行使による調達額	236,000,000円
	手取額合計	239,352,000円
行使価額	295円	
募集時の発行済株式数	2,733,500株	
募集による潜在株式数	800,000株	
割当先	有限会社アースマテリアル	2,750個
	濱田 雄史	2,600個
	株式会社エスティエンジニアリング	2,150個
	川口 博	500個
	合計	8,000個
現時点における行使状況	行使済株式数	135,000株
当初の資金の使途	① 運転資金	168百万円
	② SDGs 事業(太陽光発電所の仕入資金)	71百万円
	合計	239百万円
当初の支出予定時期	① 運転資金	2020年10月～2022年1月
	② SDGs 事業(太陽光発電所の仕入資金)	2020年10月～2022年1月
2022年7月25日付 資金使途(支出予定時期)変更後の支出 予定時期	① 運転資金	2020年10月～2022年1月
	② SDGs 事業(太陽光発電所の仕入資金)	2020年10月～2022年10月
現時点における資金の充当状況	① 運転資金	14百万円
	② SDGs 事業(太陽光発電所の仕入資金)	0百万円
	合計	14百万円

以上



株式会社ジェイホールディングス  
第6回新株予約権発行要項

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1. 新株予約権の名称       | 株式会社ジェイホールディングス第6回新株予約権<br>(以下、「本新株予約権」という。)                                     |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 5,500,000 円  |
| 3. 申込期日           | 2022年9月2日  |
| 4. 割当日及び払込期日      | 2022年9月2日  |
| 5. 募集の方法及び割当先     | 第三者割当の方法により割り当てる。<br>和助キャピタル2号有限責任事業組合 8,000 個<br>中谷 正和 9,000 個<br>日高 早斗 8,000 個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,500,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 25,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 220 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 2.20 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金 243 円とする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発

行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、または係る発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合（但し、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てる。  
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てる。  
 ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
 ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
 ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2022年9月2日（本新株予約権の払込完了以降）から2024年8月30日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

### 13. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会が定める取得日（当該組織再編行為の効力発生日前とする）に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社が発行する株式が東京証券取引所により上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

### 14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

### 15. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

### 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

### 17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向

等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 220 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、取締役会決議日の直前取引日（2022 年 8 月 16 日）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90.00%に相当する金額とした。

18. 行使請求受付場所 株式会社ジェイホールディングス 管理本部

19. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 麴町支店

20. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上